

<裏面もご覧下さい>

令和6年7月19日

保護者の皆様へ

沖縄県立向陽高等学校長
(公印省略)

令和6年度奨学のための給付金の支給に関する手続きについて

(支給もれ防止のため、全保護者様に配布しています。ご了承下さい)

生活保護受給世帯及び住民税（県民税及び市町村民税）所得割額非課税世帯を対象に

授業料以外の教育費負担の軽減を図ることを目的に、奨学のための給付金が支給されます。

当該制度は、返還不要の給付金で、卒業後に返還が必要な奨学金や授業料と相殺される就学支援金とは別制度です。

給付を受けるためには申請が必要です。別紙給付対象に該当する保護者等は申請書類等を本校事務室で配布しておりますので、下記のとおり申請をお願いいたします（本校ホームページ→各部より→事務室→各種様式にも掲載がありますので、該当する方はこちらからも様式を取得できます）

記

1. 給付対象者：

- ①生活保護（生業扶助）受給世帯
- ②（令和6年度）道府県民税及び市町村民税所得割非課税世帯
- ③離職等の家計急変により②と同程度の収入であると見込まれる世帯（別途申出下さい）

2. 提出書類：奨学のための給付金『提出書類』確認シートに記載のある書類

3. 提出期限：令和6年8月5日（月）

4. 提出先：向陽高校事務室（平日 9：00～17：00）

5. 留意事項

- (1) 正当な理由がなく提出期限までに申請しないときは、給付金を受けられなくなります。
- (2) 生活保護の受給状況や扶養者の状況は7月1日現在を基準とします。
(家計急変世帯への支援については除く)

<沖縄県外に在住の方>

この制度は、保護者等が住所を有する都道府県から給付する制度となっていますので、該当する場合は、お住まいの都道府県教育委員会にお問い合わせください。

<問い合わせ先> 向陽高等学校 事務室
担当者 玉城・平安名 TEL：098-998-9324

沖縄県高等学校等奨学のための給付金

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象に、平成 26 年度から「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」が始まっています。

令和6年7月1日において、次の要件を、すべて満たしている方が支給対象となります。(新入生への一部支給は除く)。

- (1) 保護者等(親権者)の令和6年度の道府県民税及び市町村民税**所得割額**が非課税、又は生活保護受給世帯
- (2) 保護者等(親権者)が、沖縄県内に在住している
- (3) 生徒が、高等学校等就学支援金または学び直し支援金の支給期間内である。
- (4) 生徒が、平成 26 年度以降に入学して在学中で、休学中ではない。
- (5) 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない。
- (6) 在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を3回(定時制・通信制課程の場合は4回)以上給付されていない(過去に在学した学校における給付回数も含む)

○支給額 (返還の必要はありません) ※国公立高校の場合

世帯状況		給付額(年額)
生活保護受給世帯(生業扶助受給世帯)		32,300 円
非課税世帯	通信制課程以外の課程に在籍する第 1 子	122,100 円
	通信制課程以外の課程に在籍する第 2 子以降 ※ 15 歳以上 23 歳未満の兄弟姉妹がいる場合	143,700 円
	通信制・専攻科課程に在籍	50,500 円

※令和 6 年度にすでに奨学のための給付金(一部前倒し給付)を受給している 1 年生の世帯は、上記「給付金(年額)」からすでに受給した給付金を差し引いた金額が支給額となります。

○提出書類 ※消えるボールペン使用不可。

- ①高校生等奨学給付金受給申請書(様式 1)
- ②令和6年度(所得)課税証明書【役所等で取得してください】
- ③生活保護受給証明書(生活保護を受給している場合)(様式 2)
- ④扶養誓約書(15 歳以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合)(様式 3)
- ⑤債権者登録申請書(別添様式) ※申請者以外の口座に振り込む際は依頼書が必要
- ⑥振込口座の通帳の写し【店番・口座番号・口座名義人(カタカナ)が確認できる部分の写し】
- ⑦委任状(給付金の代理受領等を委任する場合のみ)(様式8)
- ⑧同意書(就学支援金制度等の関係書類を利用することについて同意した場合)



提出書類	生業扶助 受給世帯	非課税世帯	
		対象生徒が 第 1 子	対象生徒が 第 2 子以降
①高校生等奨学給付金受給申請書	○	○	○
②令和6年度(所得)課税証明書		○※1	○※1
③生活保護受給証明書	○※1 ※2		
④扶養誓約書(様式3)			○
⑤債権者登録申請書	○	○	○
⑥振込先口座の通帳の写し	○	○	○
⑦委任状	希望者のみ	希望者のみ	希望者のみ
⑧同意書	希望者のみ	希望者のみ	希望者のみ

※1 ②③は就学支援金制度等で既に提出済で同書類を利用することについて同意した場合、省略可

※2 ③は証明書の発行日が 7 月 1 日以降であり、受給開始日の記載があること

○問い合わせ先

事務室 担当者 玉城・平安名 TEL:098-998-9324

認定番号※	
学校担当者記入	
就学支援金・学び直し支援金・専攻科支援金	

※本庁記入欄
☐ 生活保護
☐ 第1子
☐ 第2子以降

消せない筆記具で記入してください。

様式1-1

令和 6 年 7 月 日

沖縄県知事 殿

高校生等奨学給付金受給申請書

申請日は7月1日以降となります

※必須項目

下記の4点を確認の上、左の□にレ点を付けてください。

- ☒ この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- ☒ この申請書に虚偽の記載があった場合は、沖縄県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☒ 私は沖縄県以外の都道府県に高校生等奨学のための給付金の申請は行っておりません。
- ☒ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

※該当する□にレ点をつけてください。

①	☒ 課税証明書・生活保護法の規定による生活保護受給証明書を提出します。
---	---

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

ふりがな	りゅうきゅう まつ	申請者住所	沖縄県那覇市泉崎1-2-2
申請者氏名	琉球 マツ	(電話番号)	098 - 866 - 2711
高校生等との関係 ※該当する□にレ点を記入	☒ 親権者 ☐ 未成年後見人 ☐ 未成年後見人である里親 ☐ 主たる生計維持者 ☐ 生徒本人 ☐ その他（ ）		

【対象となる高校生等について】

ふりがな	おきなわ でいご	生年月日	昭和 平成 20 年 4 月 20 日
生徒氏名	沖縄 梯梧		
在学する学校	名称	沖縄県立 教育支援高等 学校 全日制 課程	学科
	所在地	沖縄県那覇市寄宮1-2-16	
	在学期間	令和 6 年 4 月 1 日 ~ 在学中	学年 1 年

【過去の高等学校等における在学期間】

学校名	立 高等学校	制課程	在学中に給付金を受給した回数
在学期間	年 月 日 ~ 年 月 日		回
学校名	立 高等学校	制課程	在学中に給付金を受給した回数
在学期間	年 月 日 ~ 年 月 日		回

様式1-2

(1) 【保護者等の収入の状況について】（該当する□にレ点を付けてください。）

生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）について

①	7月1日現在、生活保護を受給しています。
	☐ 生業扶助を受給しています。 →受給していることがわかる証明書を添付ください。(2)以下は記載の必要はありません。 ☐ 生活保護を受給していますが、生業扶助は受給していません。 →(2)以下を記載してください。
②	☒ 7月1日現在、生活保護を受給していません。→(2)以下を記載してください。

(2) 【扶養親族の状況について】（非課税世帯のみ記入してください。）

※7月1日現在、当該世帯に生徒本人以外で扶養されている兄弟姉妹がいる場合で15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の方は、記入してください。

扶養親族の状況	高校生等との関係	氏名	生年月日	学歴	レ点を記入
兄	沖縄 アダン	H14.1.1	大学生	☐ 通信制 ☐ 通信制以外 ☐ 休学中	
	姉	沖縄 月桃	H18.5.8	教育支援高校	☒ 通信制 ☐ 通信制以外 ☐ 休学中

高校に在学中の場合は高校名を、それ以外の場合は職業を記載して下さい

平成13年7月3日～平成21年7月2日生まれの方が対象です

高校の通信制課程に在籍している場合は「通信制」にチェック

(3) 【保護者等の収入の状況について】 次の者の課税証明書の写し等を提出します。

（該当する□にレ点を 1つだけ 付けてください。）

①	親権者（両親）2名分
	☐ 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合
②	親権者1名分
	☐ 親権者の1名が、日本国内に住所を有したことがない場合 ※親権者が課税期日に日本国内に住所を有していない場合、課税額の確認ができないため、給付対象外となります。 ☒ 離婚、死別等により親権者が1名の場合 親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合
③	未成年後見人（ ）名分
	☐ 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く
④	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）2名分
	☐ 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点で生計を維持する者に変更がない場合
⑤	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分
	（※）に該当する場合は生徒の保険証の写しを添付して下さい。 ☐ 主たる生計維持者の1名が、日本国内に住所を有したことがない場合 ※主たる生計維持者の1人が課税期日に日本国内に住所を有していない場合、課税額の確認ができないため、給付対象外となります。 ☐ 生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合（※） ☐ 入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合（※） 生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合又は成人後に主たる生計維持者が1人になった場合 生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しない場合（※）等
⑥	生徒本人
	☐ 成人に達しており、自身が主たる生計維持者である場合 ☐ 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

(4) 【保護者等について】

課税証明書の写し等を提出する保護者等の氏名及び対象生徒との続柄を記入してください。

ふりがな	りゅうきゅう まつ	高校生等との続柄
氏名	琉球 マツ	母

ふりがな		高校生等との続柄
氏名		

記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は、次によって記入してください。

イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、過去の高等学校等における学校の在学期間についても記入してください。

ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校(専攻科を含む)、中等教育学校の後期課程(専攻科を含む)、高等専門学校(第1学年から第3学年まで)、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ハ 学校の「名称」の欄には、「①高等学校(全日制)」、「②高等学校(定時制)」、「③高等学校(通信制)」、「④高等学校(専攻科)」、「⑤中等教育学校(後期課程)」、「⑥中等教育学校(専攻科)」、「⑦高等専門学校(1～3学年)」、「⑧専修学校(高等課程)昼間学科」、「⑨専修学校(一般課程)昼間学科」、「⑩専修学校(高等課程)夜間等学科」、「⑪専修学校(一般課程)夜間等学科」、「⑫専修学校(高等課程)通信制学科」、「⑬専修学校(一般課程)通信制学科」、「⑭各種学校(外国人学校)」、「⑮各種学校(その他)」の別を記入してください。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいい、次の①～⑤は除きます。

- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③法人である未成年後見人
- ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ロ (1)①「対象となる高校生等本人に係る生業扶助を受給しています。」に該当する場合は、7月1日現在の生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書を提出してください。

ハ (3)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
(3)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、(3)⑤並びに⑥の「親権者が存在しない場合」に含まれます。

ニ (3)①又は③に該当するときは、保護者全員の所得に関する書類(課税証明書・非課税証明書等)を添付してください。

ホ (3)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者(医療保険各法(注)における扶養者等)の所得に関する書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持している者がいるかどうかについて確認できる書類(扶養誓約書)を添付してください。

(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【扶養親族等の状況について】の欄は、次によって記入してください。

15歳(中学生は除く。)以上23歳未満の扶養者については、扶養を確認できる書類(扶養誓約書)を添付してください。

留意事項

イ 過去に国公立を問わず高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。(専攻科に在学している者を除く。)

ロ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。

ハ 児童福祉法による児童入所施設設置費等国庫負担金について(令和5年5月10日こ支家第47号)による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く)が措置されている場合は、補助対象外となります。

債権者登録申請書記入要領
債権者登録(新規・変更)申請書

☐一般 ☐公共団体 ☐特定債権者 ☐非常勤等 ☐一時債権者 ☐職指定の資金前渡員

処理
1:新規
2:変更
3:削除

処理	債権者コード									

記入の必要はありません

郵便番号	900-8571	電話番号	098-866-2711
(フリガナ)	ナハシイズミザキイチョウメニバンニコウ		
住 所	那覇市泉崎一丁目2番2号		
(フリガナ)	リュウキュウ マツ		
氏名又は法人名	琉球 マツ		
業 種	入札参加資格 1:有 2:無		
支払方法	1:支払証 2:口座振替 7:隔地払(郵便電信) 8:納付書による支払		
預金種目	1:普通預金 2:当座預金 3:別段預金 ※貯蓄預金は不可		
(フリガナ)	〇〇〇 ギンコウ 〇〇 シテン		
金融機関名	〇〇 銀行 〇〇 支店		
店 番	〇〇〇	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
口座名義 (カタカナ又はアルファベット) ※通帳表紙うらの記載どおり記入	リュウキュウ マツ		
預払保 険を受け る口座を 設ける必 要がある 場合は この 欄に記入	金融機関名	銀行	支店
	店 番	口座番号	
	口座名義 (カタカナ又はアルファ ベット)※通帳表紙うら の記載どおり記入		
上記のとおり申請します。 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日			
沖縄県知事 殿		申請者 住所	那覇市泉崎一丁目2番2号
		氏名	琉球 マツ

住所は正確に記入して下さい
(県外の方は都道府県名から記入して下さい。)

「業種」「入札参加資格」は記入の必要はありません。

奨学のための給付金は、口座振替によりお支払いします。

該当する番号を○で囲んで下さい。貯蓄預金は登録できません。

金融機関が農協、信金等の場合もこの欄に記入して下さい。

店番、口座番号、口座名義人は預金通帳等に基づき、正確に記入して下さい。
口座名義は通帳表紙うらに記載されているカタカナ又はアルファベットを記入して下さい。

通帳の写し等、本人確認ができる書類を提出していれば、押印不要です。

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

依頼書

依頼人 琉球 マツ

私が受ける、令和6年度高等学校等奨学のための給付金については、下記への支払いをお願いします。

併せて、別添のとおり債権者登録申請書を提出します。

1. 支払先

琉球 海人

2. 生徒との関係

義理の父

3. 支払口座等

別添債権者登録申請書のとおり